

(3) 総合評価落札方式における項目設定の事例

	1	2
市名	新潟市	さいたま市
担当局課名	都市政策部技術管理センター技術管理課	財政局契約管理部契約課
連絡先	025-226-3077	048-829-1898
1 導入時期	平成22年6月	平成21年4月
2 事業名	公共工事	公共工事
3 男女共同参画等の項目の概要(内容、男女共同参画点数/合計点数)	<p>・本市では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のために国若しくは地方公共団体及び事業主が共同して行う雇用環境の整備を推進することを目的として、平成22年6月11日から、建設工事にかかる総合評価方式において、就業規則等で男女共同参画に関する規則の有無を評価項目としている。</p> <p>・公告日時点において、技術評価点の地域・社会貢献度の評価項目(選択制)として、就業規等での育児休業制度及び介護休業制度に関する規定の有無を加点対象としている。</p> <p>・評価項目</p> <p>1 育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規定している場合:0.5点</p> <p>2 育児休業制度又は介護休業制度の何れかを就業規則等で規定している場合:0.25点/22点(特別簡易型)・32点(簡易型)</p>	<p>次世代育成支援対策推進法第12条第1項又は第4項に基づく一般事業主行動計画の届出がある。</p> <p>・・・2点/30点(簡易型)</p> <p>・・・2点/40点(標準型)</p>
4 申請等に必要書類	就業規則	一般事業主行動計画の届出および行動計画書の写し
5 実施に当たって留意・工夫した点		
6 取組の実績・効果	<p>当該評価項目を含んだ総合評価方式の実施件数</p> <p>・平成22年度 70件/全体125件</p> <p>・平成23年度 112件/全体275件</p> <p>より周知を図るため、「男女共同参画」の評価項目名を平成24年度から、「次世代育成支援対策への協力」に変更した。</p>	近年では、加点の対象となる企業が増加している。
7 今後の課題		
8 その他特記事項		<p>・平成23年度まで:同法第12条第4項に基づく届出がある場合のみ加点対象</p> <p>・平成24年度～:同法第12条第1項又は第4項に基づく届出がある場合を加点対象</p>
9 参考URL	http://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/sougou/index.html	http://www.city.saitama.jp/www/contents/1302569007961/index.html

		3	4
市名		堺市	福岡市
担当局課名		市民人権局男女共同参画推進課	市民局男女共同参画課
連絡先		072-228-7408	092-711-4107
1	導入時期	平成21年4月	平成19年8月
2	事業名	庁舎清掃業務	公共工事
3	男女共同参画等の項目の概要 (内容、男女共同参画点数/合計点数)	<p>・庁舎清掃業務に係る総合評価一般競争入札の評価項目に3(価格評価、技術的评价、公共性(施策)評価)の項目を設定</p> <p>・公共性(施策)評価→男女共同参画への配慮→セクシュアル・ハラスメントの防止への取組を評価項目として設定</p> <p>・評価内容 セクシュアル・ハラスメントの防止に関する社内規定の有無及び取組内容:40点/1,000点</p>	<p>○企業の社会や市・地域への貢献活動を評価し、当該社会貢献活動の促進及び本市事業の推進を図ることを目的として、社会貢献度の高い地場企業(社会貢献優良企業)に対しては優先指名する等の優遇制度を設け、対象事業のひとつに「次世代育成・男女共同参画支援事業」を設けている。</p> <p>○優遇措置の概要</p> <p>・予定価格1億円以上の工事について、総合評価方式による一般競争入札を行っており、総合評価の評価項目に社会貢献を設け、社会貢献優良企業については加点</p> <p>・評価項目(次世代育成・男女共同参画) 0.5点/11.5~13.5点</p> <p>○認定基準</p> <p>「い〜な」ふくおか・子ども週間〇〇に賛同し、下記の(ア)、(イ)、(ウ)いずれかの基準をみたく企業</p> <p>(ア)「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画に定めた目標を達成した等、厚生労働大臣(都道府県労働局長)の認定を受けていること。かつ、引き続き新たな計画を策定し、福岡労働局へ届け出ていること。</p> <p>(イ)下記のA、Bをすべて満たすもの</p> <p>(ウ)「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、福岡労働局へ届け出ていること。</p> <p>Ｂ「育児、介護休業法」に規定する制度の基準を上回る6項目のうち、2項目以上の措置について、就業規則に規定していること。かつ、平成21年4月1日から平成23年5月31日までの期間に利用実績があること。</p> <p>(ウ)下記のA、B、Cをすべて満たすもの</p> <p>A 平成23年6月1日現在の女性の係長相当職以上の管理職比率が20%を超えること。</p> <p>B セクシュアル・ハラスメントに関する相談・苦情に対処するための相談窓口を設置していること。</p> <p>C 平成22年度中に女性社員の活躍促進など男女共同参画に関する研修を実施したこと。</p>
4	申請等に必要書類	<p>①セクシュアル・ハラスメントの防止への取組(様式)</p> <p>②セクシュアル・ハラスメントの防止に関する社内規定等(任意様式)</p> <p>③カウンセラー・相談員等の配置状況(任意様式)</p>	<p>1 申請書</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 認定基準アの場合</p> <p>・厚生労働大臣の認定を証する書類の写し</p> <p>・認定後、新たに策定した計画の福岡労働局への届出が確認できる書面(労働局の受付印)等の写し</p> <p>(2) 認定基準イの場合</p> <p>・福岡労働局への計画届出が確認できる書面(労働局の受付印)等の写し</p> <p>・就業規則等の写し</p> <p>・利用実績が確認できる書面等の写し</p> <p>(3) 認定基準ウの場合</p> <p>・管理職比率が確認できる名簿等の写し</p> <p>・相談窓口の設置が確認できる広報物等</p> <p>・研修の実施が確認できる書面等</p>
5	実施に当たって留意・工夫した点	<p>企業におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組みの必要性について、各事業所の認識を深めるため、入札参加者に対し、事業主向けのセクハラ防止パンフレットを配布している。</p>	<p>・全ての入札、契約制度において、優遇措置できるように配慮した。</p> <p>・社会貢献優良企業の認定は2年ごとの競争入札参加資格認定時に行っており、認定時の翌年の同時期に追加認定を行っている。認定期間は2年間(追加認定は1年間)。</p> <p>・「次世代育成・男女共同参画支援事業」の認定基準については、男女共同参画推進に寄与する項目の設定等2年ごとに見直しを行っている。</p>
6	取組の実績・効果	<p>企業におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組みの必要性について、各事業所の認識を深める効果があった。</p>	<p>社会貢献優良企業「次世代育成・男女共同参画支援事業」の登録数:27社</p>
7	今後の課題	<p>追加すべき項目について今後検討していく必要がある。</p>	<p>企業における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスを推進するために、より効果的な認定基準の設定を検討する必要がある。</p>
8	その他特記事項		
9	参考URL		<p>http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/2011-0801-1610-10.html</p>